

平成 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況	要否	別表等	青色申告 一連番号
納税地	電話()	事業種目	期末現在の資本の金額又は出資金額	同族会社	非同族会社	非同族会社	整理番号(法源番号) 事業年度(至) 売上金額 申告年月日 申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分 郵便官署消印 確認印 省略 年度処理 直前事業 年 月 日 年 月 日
法人名		同非区分	経理責任者自署押印	旧納税地及び旧法人名等 添付書類 貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書			別表送付要否 要 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
代表者自署押印							平成 年 月 日 別表送付要否

平成 年 月 日
 事業年度分の 申告書
 (中間申告の場合 平成 年 月 日)
 の計算期間 平成 年 月 日

所得金額又は欠損金額 (別表四「38の①」)	1	十億	百万	千	円	01	この申告による還付金額	16	十億	百万	千	円	10
法人税額 (36)又は(37)	2					03	中間納付額 (14)-(13)	17					11
法人税額の特別控除額 (別表六(15)+別表六(20)+別表六(26)+別表六(17)+別表六(18)+別表六(28)+別表六(29)+別表六(30)+別表六(31)+別表六(32)+別表六(33)+別表六(34)+別表六(35)+別表六(36)+別表六(37)+別表六(38)+別表六(39)+別表六(40)+別表六(41)+別表六(42)+別表六(43)+別表六(44)+別表六(45)+別表六(46)+別表六(47)+別表六(48)+別表六(49)+別表六(50)+別表六(51)+別表六(52)+別表六(53)+別表六(54)+別表六(55)+別表六(56)+別表六(57)+別表六(58)+別表六(59)+別表六(60)+別表六(61)+別表六(62)+別表六(63)+別表六(64)+別表六(65)+別表六(66)+別表六(67)+別表六(68)+別表六(69)+別表六(70)+別表六(71)+別表六(72)+別表六(73)+別表六(74)+別表六(75)+別表六(76)+別表六(77)+別表六(78)+別表六(79)+別表六(80)+別表六(81)+別表六(82)+別表六(83)+別表六(84)+別表六(85)+別表六(86)+別表六(87)+別表六(88)+別表六(89)+別表六(90)+別表六(91)+別表六(92)+別表六(93)+別表六(94)+別表六(95)+別表六(96)+別表六(97)+別表六(98)+別表六(99)+別表六(100)	3					04	欠損金の繰戻しによる還付請求税額	18	外				
差引法人税額 (2)-(3)	4					16	計 (16)+(17)+(18)	19	外				
リース特別控除取戻税額 (別表六(16)+別表六(21)+別表六(27)+別表六(18)+別表六(29)+別表六(30)+別表六(31)+別表六(32)+別表六(33)+別表六(34)+別表六(35)+別表六(36)+別表六(37)+別表六(38)+別表六(39)+別表六(40)+別表六(41)+別表六(42)+別表六(43)+別表六(44)+別表六(45)+別表六(46)+別表六(47)+別表六(48)+別表六(49)+別表六(50)+別表六(51)+別表六(52)+別表六(53)+別表六(54)+別表六(55)+別表六(56)+別表六(57)+別表六(58)+別表六(59)+別表六(60)+別表六(61)+別表六(62)+別表六(63)+別表六(64)+別表六(65)+別表六(66)+別表六(67)+別表六(68)+別表六(69)+別表六(70)+別表六(71)+別表六(72)+別表六(73)+別表六(74)+別表六(75)+別表六(76)+別表六(77)+別表六(78)+別表六(79)+別表六(80)+別表六(81)+別表六(82)+別表六(83)+別表六(84)+別表六(85)+別表六(86)+別表六(87)+別表六(88)+別表六(89)+別表六(90)+別表六(91)+別表六(92)+別表六(93)+別表六(94)+別表六(95)+別表六(96)+別表六(97)+別表六(98)+別表六(99)+別表六(100)	5					05	この申告が修正申告である場合	20					
課税土地譲渡利益金額 (別表三(1)+別表三(2)+別表三(3)+別表三(4)+別表三(5)+別表三(6)+別表三(7)+別表三(8)+別表三(9)+別表三(10)+別表三(11)+別表三(12)+別表三(13)+別表三(14)+別表三(15)+別表三(16)+別表三(17)+別表三(18)+別表三(19)+別表三(20)+別表三(21)+別表三(22)+別表三(23)+別表三(24)+別表三(25)+別表三(26)+別表三(27)+別表三(28)+別表三(29)+別表三(30)+別表三(31)+別表三(32)+別表三(33)+別表三(34)+別表三(35)+別表三(36)+別表三(37)+別表三(38)+別表三(39)+別表三(40)+別表三(41)+別表三(42)+別表三(43)+別表三(44)+別表三(45)+別表三(46)+別表三(47)+別表三(48)+別表三(49)+別表三(50)+別表三(51)+別表三(52)+別表三(53)+別表三(54)+別表三(55)+別表三(56)+別表三(57)+別表三(58)+別表三(59)+別表三(60)+別表三(61)+別表三(62)+別表三(63)+別表三(64)+別表三(65)+別表三(66)+別表三(67)+別表三(68)+別表三(69)+別表三(70)+別表三(71)+別表三(72)+別表三(73)+別表三(74)+別表三(75)+別表三(76)+別表三(77)+別表三(78)+別表三(79)+別表三(80)+別表三(81)+別表三(82)+別表三(83)+別表三(84)+別表三(85)+別表三(86)+別表三(87)+別表三(88)+別表三(89)+別表三(90)+別表三(91)+別表三(92)+別表三(93)+別表三(94)+別表三(95)+別表三(96)+別表三(97)+別表三(98)+別表三(99)+別表三(100)	6			0	0	0	21	課税土地譲渡利益金額	21				
同上に対する税額 (38)+(39)+(40)+(41)	7					06	課税留保金額	22					12
課税留保金額 (別表三(一)「30」)	8			0	0	0	23	法人税額	23				
同上に対する税額 (別表三(一)「38」)	9					07	還付金額	24	外				
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10					08	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(23)若しくは(15)+(24)又は(24)-(19))	25	外			0	0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11					09	欠損金又は災害損失等の当期控除額 (別表七「2」の計及び「24」)	26					13
控除税額 ((10)-(11))と(44)のうち少ない金額	12					10	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七「3」の合計)	27					14
差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)	13					11	この申告の修正申告の正の申告金額が前の申告金額を超過する場合は	28					15
中間申告分の法人税額	14					12	この申告の修正申告の正の申告金額が前の申告金額を超過する場合は	29					
差引確定(中間申告の場合はその法人税額)税額とし、マイナスの場合、(17)へ記入	15					13	この申告の修正申告の正の申告金額が前の申告金額を超過する場合は	30					
法人税額の計算 (1)の金額又は800万円×12相当額のうち少ない金額	30					14	この申告の修正申告の正の申告金額が前の申告金額を超過する場合は	31					
(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)-(30)	31					15	この申告の修正申告の正の申告金額が前の申告金額を超過する場合は	32					
所得金額(1) (30)+(31)	32					16	この申告の修正申告の正の申告金額が前の申告金額を超過する場合は	33					
所得金額(1)	33					17	この申告の修正申告の正の申告金額が前の申告金額を超過する場合は	34					
土地譲渡税額 (別表三(二)「25」)	38				0	18	この申告の修正申告の正の申告金額が前の申告金額を超過する場合は	35					
同上	39				0	19	この申告の修正申告の正の申告金額が前の申告金額を超過する場合は	36					
所得税の額等(別表六(一)「23」の計+別表六(一)「6」の③、又は別表六(一)「付表8」若しくは「13」)	42					20	この申告の修正申告の正の申告金額が前の申告金額を超過する場合は	37					
外国税額 (別表六(二)「18」)	43					21	この申告の修正申告の正の申告金額が前の申告金額を超過する場合は	40				0	0
計 (42)+(43)	44					22	この申告の修正申告の正の申告金額が前の申告金額を超過する場合は	41					
控除した金額 (12)	45					23	この申告の修正申告の正の申告金額が前の申告金額を超過する場合は	47					
控除されなかった金額 (44)-(45)	46					24	この申告の修正申告の正の申告金額が前の申告金額を超過する場合は	48	内				
中間配当の効力発生の日	平成 年 月 日	決算確定の日	平成 年 月 日			25	この申告の修正申告の正の申告金額が前の申告金額を超過する場合は	49	利益又は剰余金処分による賞与の額				
						26	この申告の修正申告の正の申告金額が前の申告金額を超過する場合は	銀行 支店 預金 郵便局					
						27	この申告の修正申告の正の申告金額が前の申告金額を超過する場合は	口座番号		貯金記号番号 (郵便貯金振込みの場合)			
						28	この申告の修正申告の正の申告金額が前の申告金額を超過する場合は	※税務署処理欄					
						29	この申告の修正申告の正の申告金額が前の申告金額を超過する場合は	税 理 士 署名 押 印					

御注意

「30」から「32」までの各欄には、当期末における資本の金額若しくは出資金額が一億円以下の法人若しくは資本若しくは出資を有しない法人(相互会社を除きます。)又は人格のない社団等について記載します。